

令和5年不正競争防止法の 一部改正の概要

経済産業省
知的財産政策室

1. (1)改正の背景

- 産業構造の変化に伴い、付加価値の源泉がモノからサービス、さらに無形資産へと大きく移り変わる 中で、知的財産の重要性がより一層高まっている。
- AIやメタバースなどの新たな技術が登場し、それらの活用も含め経済活動がグローバル化する 中、知的財産制度も時代の要請に対応する必要あり。

知的財産の分野におけるデジタル化や国際化の更なる進展などの環境変化を踏まえ、スタートアップ・中小企業等による知的財産を活用した新規事業展開を後押しするなど、時代の要請に対応して知的財産制度を一体的に見直す

具体的には、

- ① デジタル化に伴う事業活動の多様化を踏まえたブランド・デザイン等の保護強化、
 - ② 国際的な事業展開に関する制度整備
- 等を柱とし、不正競争防止法を改正。

無形資産への投資拡大・イノベーションの促進へ

1. (2)改正に向けた検討経緯

- 令和3年12月より、産業構造審議会知的財産分科会不正競争防止小委員会において、合計10回の審議を行い、令和5年3月10日に最終報告を公表。
- 外国公務員贈賄罪に関しては、令和4年8月より、外国公務員贈賄に関するワーキンググループにおいて、計5回の審議を行い、令和5年3月10日に最終報告を公表。
- 第211回通常国会にて、「不正競争防止法等の一部を改正する法律」が成立し、令和5年6月14日に公布。

【検討経緯】

- 令和3年12月～令和4年5月
不正競争防止小委員会
(委員長：岡村久道)にて検討を重ね(計5回)
パブリックコメント(令和4年3月26日～令和4年4月26日)を踏まえ、令和4年5月17日に中間報告を公表
- 令和4年10月～令和5年3月
不正競争防止小委員会にて検討を重ね(計5回)パブリックコメント(令和4年12月14日～令和5年1月19日)を踏まえ、令和5年3月10日に最終報告を公表
※外国公務員贈賄に関するワーキンググループは、令和4年8月～令和5年1月にかけて、計5回の審議を行い、パブリックコメント(令和4年12月12日～令和5年1月17日)を踏まえ、令和5年3月10日に最終報告を公表
- 令和5年6月7日
第211回通常国会にて、「不正競争防止法等の一部を改正する法律」が可決・成立
- 令和5年6月14日
「不正競争防止法等の一部を改正する法律」が公布(令和5年法律第51号)

【不正競争防止小委員会 委員】 (敬称略・令和4年11月時点)

岡村 久道	国立情報学研究所 客員教授 京都大学大学院 医学研究科 講師、弁護士(委員長)
小川 暁	東京地方裁判所 判事
久貝 卓	日本商工会議所 常務理事
河野 智子	ソニー株式会社 スタングード&パートナーシップ部 著作権政策室 著作権政策担当部長
小松 文子	長崎県立大学 副学長
下川原 郁子	日本知的財産協会 副理事長 東芝デバイス&ストレージ株式会社 取締役 株式会社東芝 技術企画部 エキスパート
末吉 亘	KTS法律事務所 弁護士
杉村 純子	日本弁理士会 会長 プロメテ国際特許事務所 代表弁理士
田村 善之	東京大学大学院 法学政治学研究科 教授
富田 珠代	日本労働組合総連合会 総合政策推進局長
長谷川 正憲	日本経済団体連合会 知的財産委員会・企画部会 委員 キヤノン株式会社 知的財産法務本部 知的財産渉外第三部長
林 いづみ	桜坂法律事務所 弁護士
山本 和彦	一橋大学大学院 法学研究科 教授

1. (3)改正の全体像

デジタル化に伴う事業活動の多様化を踏まえたブランド・デザイン等の保護強化

➤ デジタル空間における模倣行為の防止【第2条】

- 商品形態の模倣行為について、デジタル空間上でも不正競争の対象とし、侵害行為に対する差止請求等を可能とする。

➤ 営業秘密・限定提供データの保護の強化

- ビッグデータを秘密管理している場合も含め限定提供データとして保護し、侵害行為に対する差止請求等を可能とする。【第2条】
- 損害賠償額算定規定に関し、技術上の秘密に限定されている対象情報を営業秘密全般に拡充するとともに、「データや役務を提供」する場合にも拡充する。また、損害賠償請求訴訟で被侵害者の生産能力等を超える損害分も使用許諾料相当額として増額請求を可能にするるとともに、裁判所が、使用許諾料相当額を認定するに当たり、不正競争があったことを前提として交渉した場合に決まるであろう額を考慮できる旨の規定を追加する。【第5条】
- 使用等の推定規定に関し、その適用対象について、元々アクセス権限のある者（元従業員など）や、不正な経緯を知らずに転得したがその経緯を事後的に知った者にも、悪質性が高いと認められる場合に限り拡充する。【第5条の2】

➤ コンセント制度による登録を受けた商標の不競法の適用除外規定等の追加【第19条】

- コンセント制度により後行商標が登録され、その後、先行商標又は後行商標が周知又は著名になった場合、後行商標権者又は先行商標権者が不正の目的でなくその登録商標を使用する行為を不正競争として扱わないこととするるとともに、その場合、商標権者等に対し自己の商品等との混同を防ぐのに適当な表示を付すべきことを請求可能とする。

国際的な事業展開に関する制度整備

➤ 外国公務員贈賄に対する罰則の強化・拡充【第21条等】

- OECD 外国公務員贈賄防止条約をより高い水準で的確に実施するため、自然人及び法人に対する法定刑を引き上げるとともに、日本企業の外国人従業員による海外での単独贈賄行為も処罰対象とする（両罰規定により、法人の処罰対象も拡大）。

➤ 国際的な営業秘密侵害事案における手続の明確化【第19条の2・第19条の3】

- 国外において日本企業の営業秘密の侵害が発生した場合にも日本の裁判所に訴訟を提起でき、日本の不競法が適用されることとする。

※他法の例にならい、法人両罰の有無による罰則規定の整理及び罰則の構成要件に該当する行為を行った時期を明確にする趣旨の規定の改正を行う。
【第21条等】

【参考】不正競争防止法等 (※) の一部を改正する法律【知財一括法】の概要

※不正競争防止法、商標法、意匠法、特許法、実用新案法、工業所有権特例法

背景・法律の概要

知的財産の分野におけるデジタル化や国際化の更なる進展などの環境変化を踏まえ、スタートアップ・中小企業等による知的財産を活用した新規事業展開を後押しするなど、時代の要請に対応した知的財産制度の見直しが必要。

- (1) デジタル化に伴う事業活動の多様化を踏まえたブランド・デザイン等の保護強化、
- (2) コロナ禍・デジタル化に対応した知的財産手続等の整備、
- (3) 国際的な事業展開に関する制度整備の3つを柱に、不正競争防止法、商標法、意匠法、特許法、実用新案法、工業所有権特例法の改正を行う。

(1) デジタル化に伴う事業活動の多様化を踏まえたブランド・デザイン等の保護強化

デジタル技術の活用により、特にスタートアップ・中小の事業活動が多様化していることに対応し、新たなブランド・デザインやデータ・知的財産の保護を強化する。

① 登録可能な商標の拡充

- ・ 他人が既に登録している商標と類似する商標は登録できないが、先行商標権者の同意があり出所混同のおそれがない場合には登録可能にする。【商4条等】
※併せて、上記により登録された商標について、不正の目的でなくその商標を使用する行為等を不正競争として扱わないこととする。【不19条】
- ・ 自己の名前で事業活動を行う者等がその名前を商標として利用できるよう、氏名を含む商標も、一定の場合には、他人の承諾なく登録可能にする。【商4条】

② 意匠登録手続の要件緩和【意4条等】

- ・ 創作者等が出願前にデザインを複数公開した場合の救済措置を受けるための手続の要件を緩和する。

③ デジタル空間における模倣行為の防止【不2条】

- ・ 商品形態の模倣行為について、デジタル空間上でも不正競争行為の対象とし、差止請求権等を行使できるようにする。

④ 営業秘密・限定提供データの保護の強化

- ・ ビッグデータを他社に共有するサービスにおいて、データを秘密管理している場合も含め限定提供データとして保護し、侵害行為の差止め請求等を可能とする。【不2条】
- ・ 損害賠償訴訟で被害者の生産能力等を超える損害分も使用許諾料相当額として増額請求を可能とするなど、営業秘密等の保護を強化する。【不5条等】
- ・ 裁定手続で提出される書類に営業秘密が記載された場合に閲覧制限を可能にする。【特186条、実55条、意63条等】

※裁定:特許発明が長期間実施されていない等の場合に、特許権者の意思に関わらず他者に実施権を認める制度

(2) コロナ禍・デジタル化に対応した知的財産手続等の整備

① 送達制度の見直し【特191条、工5条等】

- ・ 在外者へ査定結果等の書類を郵送できない場合に公表により送付したとみなすとともに、インターネットを通じた送達制度を整備する。

② 書面手続のデジタル化等のための見直し【特43条、商68条の2、工8条等】

- ・ 特許等に関する書面手続のデジタル化や商標の国際登録出願における手数料一括納付等を可能とする。

③ 手数料減免制度の見直し【特195条の2等】

- ・ 中小企業の特許に関する手数料の減免について、資力等の制約がある者の発明奨励・産業発達促進という制度趣旨を踏まえ、一部件数制限を設ける。

(3) 国際的な事業展開に関する制度整備

① 外国公務員贈賄に対する罰則の強化・拡充【不21条等】

- ・ OECD 外国公務員贈賄防止条約をより高い水準で的確に実施するため、自然人及び法人に対する法定刑を引き上げるとともに、日本企業の外国人従業員による海外での単独贈賄行為も処罰対象とする(両罰規定により、法人の処罰対象も拡大)。

② 国際的な営業秘密侵害事案における手続の明確化【不19条の2等】

- ・ 国外において日本企業の営業秘密の侵害が発生した場合にも日本の裁判所に訴訟を提起でき、日本の不競法を適用することとする。

※不競法については、平成27年改正により追加された同法第35条の規定について同改正において手当てする必要があった規定の適正化を行う。【不35条】

※上記のほか、他法の例にならい、不競法において、法人両罰の有無による罰則規定の整理及び罰則の構成要件に該当する行為を行った時期を明確にする趣旨の規定の改正を行う。【不21条等】

1. (4)不正競争防止法の体系（法律の全体構成）と今回の改正部分

※赤字部分は令和5年改正の関係箇所

法律の目的（第1条）

不正競争の定義（第2条）

国際約束に基づく禁止行為

① 周知な商品等表示の混同惹起
(1号)

② 著名な商品等表示の冒用
(2号)

③ 他人の商品形態を模倣した商品の提供
(3号)

④ 営業秘密の侵害
(4号～10号)

⑤ 限定提供データの不正取得等
(11号～16号)

⑥ 技術的制限手段の効果を妨げる装置等の提供
(17号・18号)

⑦ ドメイン名の不正取得等
(19号)

⑧ 商品・サービスの原産地、品質等の誤認惹起表示
(20号)

⑨ 信用毀損行為
(21号)

⑩ 代理人等の商標冒用
(22号)

1 外国国旗、紋章等の不正使用
(16条)

2 国際機関の標章の不正使用
(17条)

3 外国公務員等への贈賄
(18条)

民事措置と刑事措置あり (①②③④⑥⑧)

民事措置のみ (⑤⑦⑨⑩)

刑事措置のみ

措置の内容

民事措置

- 差止請求権 (第3条)
- 損害賠償請求権 (第4条)
- 損害額・不正使用の推定 (第5条、第5条の2)
- 書類提出命令 (第7条)
- 営業秘密の民事訴訟上の保護 (第10条等)
(秘密保持命令、訴訟記録の閲覧制限、非公開審理)
- 信用回復の措置 (第14条)
- 国際的な営業秘密侵害に係る手続 (第19条の2等)
(国際裁判管轄、適用範囲)

刑事措置 (刑事罰)

- 不正競争のうち、一定の行為を行った者に対して、以下の処罰を規定。
- 罰則 (第21条) ※いずれも併科あり
 - ・外国公務員贈賄罪 : 10年以下の懲役又は3000万円以下の罰金
 - ・営業秘密侵害罪 : 10年以下の懲役又は2000万円以下 (海外使用等は3000万円以下) の罰金
 - ・その他 : 5年以下の懲役又は500万円以下の罰金
 - 法人両罰 (第22条)
 - ・外国公務員贈賄罪 : 10億円以下の罰金
 - ・営業秘密侵害罪の一部 : 5億円 (海外使用等は10億円) 以下の罰金
 - ・その他 : 3億円以下の罰金
 - 国外での行為に対する処罰 (第21条第8項・第9項・第10項・第11項)
(営業秘密侵害罪、秘密保持命令違反、外国公務員贈賄罪)
 - 営業秘密侵害行為による不当収益等の没収 (第21条第13項等)

刑事訴訟手続の特例 (第23条～第31条)

営業秘密の内容を保護するための刑事訴訟手続の特例 (営業秘密の内容の言換え、公判期日外での尋問等)

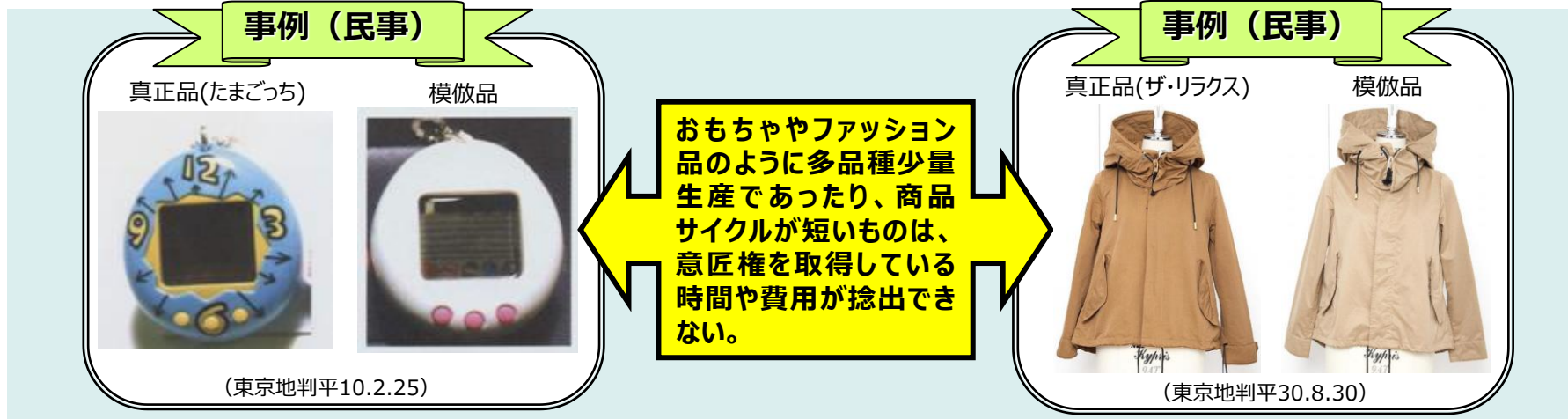
没収に関する手続等 (第32条～第40条)

第三者に属する財産の没収手続や、没収保全の手続、没収に係る国際共助手続等

2. (1) デジタル空間における形態模倣行為の防止【第2条第1項第3号】※現行の規定

○形態模倣商品の提供行為 (第2条第1項第3号・第21条第2項第3号)

他人の商品の形態を模倣した商品を譲渡等する行為



民事規定（第2条第1項第3号）

他人の商品の形態(当該商品の機能を確保するために不可欠な形態を除く。)を模倣した商品を譲渡し、貸し渡し、譲渡若しくは貸し渡しのために展示し、輸出し、又は輸入する行為

◇適用除外（第19条）

- 日本国内において最初に販売された日から起算して3年を経過した商品の形態を模倣した商品を譲渡、輸入等する行為（第1項第5号イ）
- 譲り受けた時にその商品が他人の商品の形態を模倣した商品であることを知らず、かつ、知らないことにつき重大な過失がない者がその商品を譲渡、輸入等する行為（第1項第5号ロ）

刑事規定（第21条第2項第3号）

不正の利益を得る目的で第2条第1項3号に掲げる不正競争を行ったとき

→ **罰則** 5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金（又はこれの併科）
法人両罰は3億円以下の罰金（第22条第1項第3号）

☆「商品の形態」（第2条第4項）

需要者が通常の用法に従った使用に際して知覚によって認識できる、商品の外部及び内部の形状並びに形状に結合した模様、色彩、光沢及び質感

☆「模倣する」（第2条第5項）

他人の商品の形態に依拠して、これと実質的に同一の形態の商品を作り出すこと

- 独自に創作した場合は該当しない。
- 実質的同一性については、形態に改変があった場合、改変の着想の難易、改変の内容・程度、改変による形態的な効果等を総合的に判断。

2. (1)デジタル空間における形態模倣行為の防止 ※審議会における検討

- 近時、メタバースといった仮想空間の活用が進み、従来、フィジカルで行われてきた事業のデジタル化が加速している中で、フィジカル／デジタルを交錯する、知的財産の利用の加速が想定される。
- デザイン保護の一翼を担う形態模倣（第2条1項第3号）の規律に関して、フィジカル／デジタルが交錯する模倣行為への対応などデジタル時代において十分なものとなっているか検討。

①対象行為について

- 混同惹起行為（第2条第1項第1号）及び著名表示冒用行為（同項第2号）については、平成15年改正時に、ネットワーク上の「譲渡」「引き渡し」行為が不正競争行為として規制されることを明確化するため、「電気通信回線を通じて提供」する行為が不正競争として規定された。
- 一方で、形態模倣行為（同項第3号）については、対象物が「商品の形態」と規定されており、従来から有体物の商品に限定した規定と解されており、ネットワーク上の「譲渡」「引き渡し」行為は想定できないとして、当時は改正が見送られた。

法改正によって、第2条第1項第3号に規定する形態模倣商品の提供行為にも「電気通信回線を通じて提供」する行為を追加することが適切である。なお、制度措置にあたっては、どのような行為が「模倣」の対象となるかについて、逐条解説等において明確化していくことをあわせて検討することが適切である。

②「商品」に無体物を含むか

- 不正競争防止法上の「商品」の概念には、裁判例でも有体物のみ含む（40年前の裁判例）という考え方と、無体物も含むという考え方の両方が存在。有体物のみしか含まないとすると、デジタルの商品の保護に本号が活用できない可能性があり、昨今、無体物の取引価値が増加していることを踏まえ、無体物たる「商品」にも第2条第1項第3号の保護が及ぶ旨を明確化すべきか検討。

「商品」に無体物を含むかについては、まずは逐条解説等にて「商品」に無体物が含まれるとの解釈を明確化するとともに、形態模倣商品の提供行為に「電気通信回線を通じて提供」する行為を追加し、ネットワーク上の形態模倣商品の提供行為もその適用対象とすることが適切である。その上で、不正競争防止法上の「商品」の定義規定の導入については、今後の裁判例の蓄積を注視した上で、引き続き将来課題として検討していくことが適切である。

③模倣商品の提供行為に係る不正競争の保護期間

- 形態模倣商品の提供行為に係る不正競争の保護期間については、第19条第1項第5号イにおいて、「日本国内において最初に販売された日から起算して三年」間と規定。「日本国内において最初に販売された日」については、「展示会等宣伝活動の開始時」とする考え方や「販売開始時」とする考え方がある。

形態模倣商品の提供行為に係る不正競争の保護期間の伸長については、賛成意見及び慎重意見の双方があることや諸外国の未登録デザインの保護期間も踏まえ、まずは保護期間の終期の起算点（「日本国内において最初に販売された日」（第19条第1項第5号イ））を「実際の販売開始時」と解釈することについて、逐条解説等で明確化した上で、保護期間の伸長についての法改正の是非については、各関連団体等との意見交換等を通じ、引き続き検討を継続していくことが適切である。また、保護期間の終期の起算点である「最初に販売された日」については、投下資金等の回収活動が開始したと判断される行為が「販売」以外にも合理的と考えられる場合も、「販売」と解釈される余地がある旨を逐条解説等で明確化することが適切である。

2. (1)デジタル空間における形態模倣行為の防止【第2条第1項第3号】

- 現行法では、有体物の商品を想定し、他人の商品形態を模倣した商品（酷似したモノマネ品）の提供行為（形態模倣行為）を不正競争防止法で規制。
- 近年、デジタル技術の進展、デジタル空間の活用が進み、現行法では想定されていなかったデジタル上の精巧な衣服や小物等の商品の経済取引が活発化。
- このため、有体物に加え、デジタル空間上の商品の形態模倣行為（電気通信回線を通じて提供する行為）も規制対象とし、デジタル空間上の商品の保護を強化。

形態模倣行為： 他人の商品形態を模倣した商品を提供する行為
（不正競争行為）（保護期間は販売開始から3年を経過するまで。衣服など流行の早い商品が対象。）

**デジタル空間上の
形態模倣行為も対象に**

**デジタルとリアルで
酷似したファッション例**

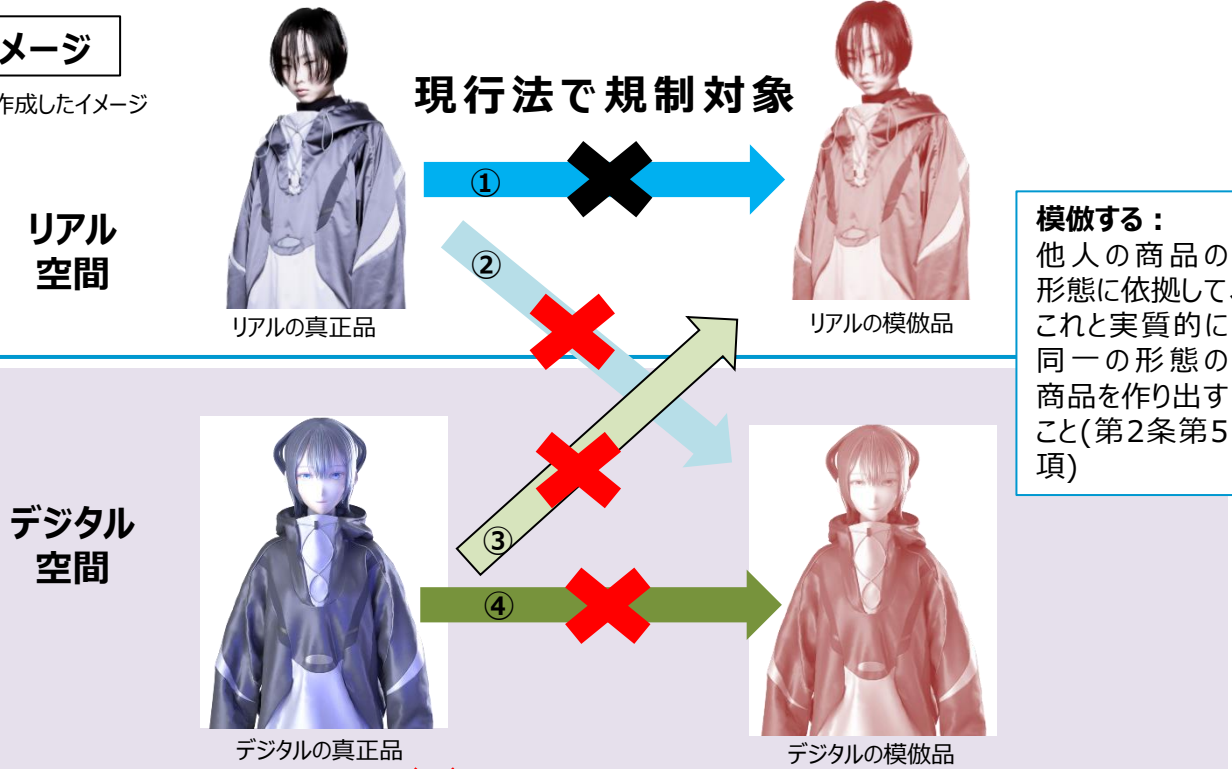
（左：リアル 右：デジタル）



※画像提供：chloma

改正のイメージ

※模倣品は加工して作成したイメージ



模倣する：
他人の商品の形態に依拠して、これと実質的に同一の形態の商品を作り出すこと(第2条第5項)

今回の法改正により規制対象となる行為 ②～④

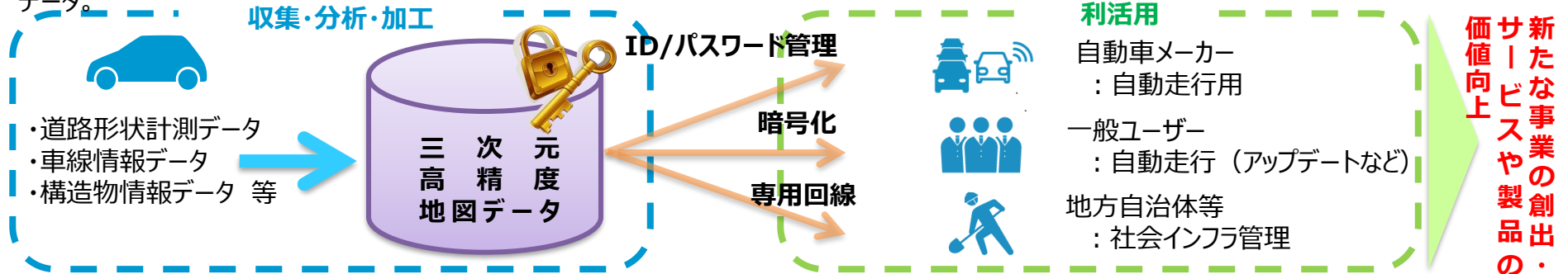
2. (2)限定提供データの定義の明確化【第2条第7項】 ※ 現行の規定

○限定提供データの不正取得等 (第2条第1項第11号～第16号、第7項)

窃取等の不正の手段によって限定提供データを取得し、自ら使用し、若しくは第三者に開示する行為等

<限定提供データのイメージ>

企業間で複数者に提供や共有されることで、新たな事業の創出につながったり、サービス製品の付加価値を高めるなど、その利活用が期待されているデータ。



「業として特定の者に提供する」(限定提供性)

「業として」とは反復継続的に提供している場合（実際には提供していない場合であっても反復継続的に提供する意思が認められる場合も含む）をいう。「特定の者」とは一定の条件の下でデータ提供を受ける者を指す。

事例 「業として」：データ保有者が繰り返しデータ提供を行っている場合（各人に1回ずつ提供している場合も含む）
「特定の者」：会員制のデータベースの会員

「電磁的方法により相当量蓄積され」(相当蓄積性)

社会通念上、電磁的方法により蓄積されることによって価値を有すること。「相当量」は個々のデータの性質に応じて判断されるが、当該データが電磁的方法により蓄積されることで生み出される付加価値、利活用の可能性、取引価格、収集・解析に当たって投じられた労力・時間・費用等が勘案される。なお、管理するデータの一部であっても、収集・解析に当たって労力・時間・費用が投じられ、その一部について価値が生じている場合は、相当蓄積性に該当する。

事例 携帯電話の位置情報を全国エリアで蓄積している事業者が、特定エリア単位で抽出し販売している場合、その特定エリア分のデータ（電磁的方法により蓄積されることによって取引上の価値を有していると考えられる場合）。

「電磁的方法により管理され」(電磁的管理性)

特定の者に対してのみ提供するものとして管理する保有者の意思が、外部に対して明確化されていること。具体的には、ID・パスワードの設定等のアクセスを制限する技術が施されていること等が必要である。

事例 ID・パスワード、ICカードや特定の端末、トークン、生体認証によるアクセス制限。

限定提供データの3要件

【保護を受けられないもの】
① 秘密として管理されているもの
② オープンなデータと同一のもの

2. (2)限定提供データの定義の明確化 ※審議会における検討

- 平成30年改正で創設した限定提供データ関連の規律の見直しの要請を踏まえ（※施行後3年（2022年7月）が目途）、制度創設時からの実務の進展、現行法令の実効性を検証し、実務・制度実装の観点等から指摘されている課題について検討。

▶ 平成30年改正時に、「保護と利用のバランス」（主に取引の安全に配慮）の観点から措置を見送った事項（①限定提供データ侵害の刑事罰化、②限定提供データ侵害品の譲渡等規制、③転得類型における重過失規制、④悪意転換後の使用行為規制）について、限定提供データの実装が進みつつある段階であることから、制度的手当の再検討を進めることは実務の混乱を招きかねないとして、検討を見送り。

①「秘密として管理されているものを除く」要件（不競法第2条第7項）の見直し

- 限定提供データに係る規律では、営業秘密と限定提供データの両制度による保護の重複を避けるために、限定提供データの保護対象から、営業秘密を特徴づける「秘密として管理されているもの」を除外している（第2条第7項）。
- このため、「秘密として管理されていない」が「公然と知られている」情報は、限定提供データの保護が及び得ることとなる。一方で、「秘密として管理されている」が「公然と知られている」（公知な）情報は、「秘密として管理されている」ため限定提供データとしての保護を受けることはできず、また、公知情報であるため営業秘密としての保護も及ばない。

データに関し、保護の隙間が生じてしまっている。

「秘密として管理されているものを除く」要件（第2条第7項）に関する課題については、「秘密として管理されているものを除く」要件を、「営業秘密を除く」と改める、又は「秘密として管理されているものを除く」要件を削除することが適切である。

		管理実態	現行法	改正案① (営業秘密を除く)	改正案② (要件削除)
秘密管理されている情報	非公知な情報	営業秘密	営業秘密	営業秘密	営業秘密
	公知な情報		※隙間		
秘密管理されていない情報	非公知な情報	限定提供データ	限定提供データ	限定提供データ	限定提供データ
	公知な情報				

②転得類型における善意取得者保護に係る適用除外（第19条第1項第8号イ）の善意の判断基準時

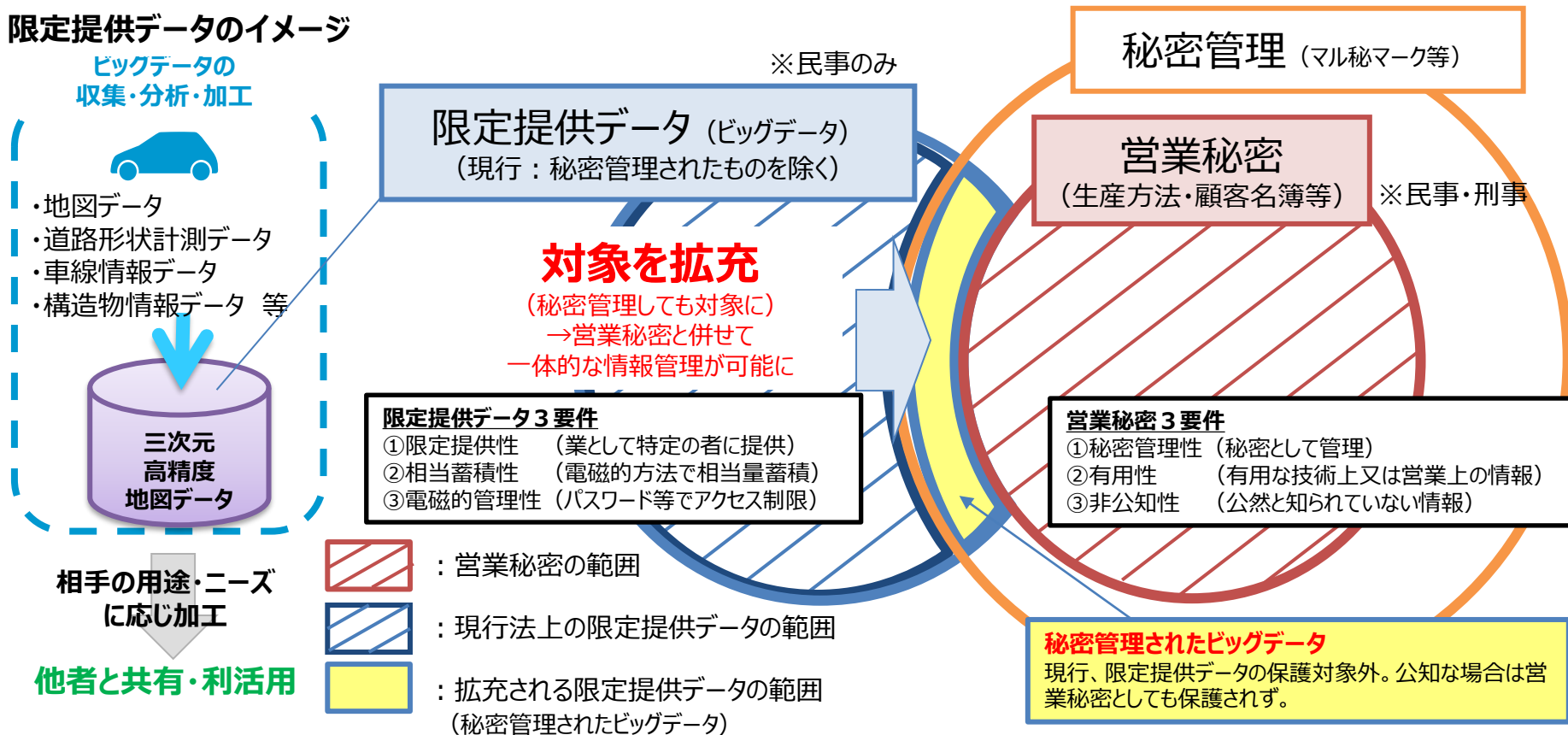
- 不正競争防止法では、転得者の取引の安全を保護するために、取得時に不正な行為の介在等を知らずにデータを取得した転得者（善意転得者）について、適用除外規定（第19条第1項第8号イ）を整備。
- 具体的には、取引によって、限定提供データを取得した善意転得者が、取引によって取得した権原の範囲内で行う開示行為を適用除外としている。

善意取得者保護に係る適用除外規定（第19条第1項第8号イ）における善意の判断基準時、具体的には「取得段階」から「契約時」に早めるべきかどうかについては、限定提供データに係る規律が未だ制度実装段階であるため、今後引き続き検討をしていくことが適切である。

2. (2)限定提供データの定義の明確化【第2条第7項】

- 平成30年改正により、不競法に**ビッグデータ保護制度**が創設（地図データ、消費動向データ等。令和元年7月施行）。
 ↳ 限定提供データ制度：ビッグデータを安心して他者と共有・利活用できるように、不正取得等に差止など対抗手段を設ける保護制度
- 制度創設時は、他者と共有するビッグデータは秘密管理されるものではないと想定していたため、**現行法では「秘密管理されていないビッグデータ」のみが保護対象**。
- 近年、自社で秘密管理しているビッグデータであっても他者に提供する企業実務があることから、**対象を「秘密管理されたビッグデータ」にも拡充し、営業秘密と一体的な情報管理を可能とする**。

限定提供データのイメージ



2. (3)損害賠償額算定規定の拡充【第5条】 ※現行の規定

○損害の額の推定

(第5条)

「不正競争」による営業上の利益の侵害による損害は、経済活動を通じて発生するため、損害額を立証することが困難であることに鑑み、被害者の立証の負担を軽減するため、以下を損害の額として請求できる。

(1) 被害製品の単位数量当たりの利益額×侵害品の譲渡数量

侵害者が譲渡した物の数量に、被侵害者がその侵害の行為がなければ販売することができた物の単位数量当たりの利益の額を乗じた額を被侵害者の損害の額とすることができる。(第5条第1項)

ただし、譲渡数量の全部又は一部について、被侵害者が販売することができない事情がある場合には、当該事情に相当する数量に応じた額を控除

<対象となる類型>

周知な商品等表示の混同惹起(第1号)、著名な商品等表示の冒用(第2号)、他人の商品の形態の模倣品提供(第3号)、営業秘密のうち技術情報にかかる侵害(第4～10号)、限定提供データに係る不正行為(第11～16号)、代理人等の商標冒用行為(第22号)

(2) 侵害行為により侵害者が得た利益の額

侵害者が侵害の行為により受けた利益の額を損害の額と推定することができる。(第5条第2項)

<対象となる類型>

全ての不正競争

(3) 使用許諾料に相当する額

「不正競争」によって営業上の利益を侵害された者が、侵害者に、使用許諾料に相当する額を損害額として請求することができる。(第5条第3項)

なお、第5条第4項において、同条第3項の使用許諾料相当額は、不正競争によって営業上の利益を侵害された者の損害の「最低限」の額であることを明示

<対象となる類型>

周知な商品等表示の混同惹起(第1号)、著名な商品等表示の冒用(第2号)、他人の商品の形態の模倣品提供(第3号)、営業秘密にかかる侵害(第4～9号)、限定提供データに係る不正行為(第11～16号)、ドメインネームの不正取得等(第19号)、代理人等の商標冒用行為(第22号)

2. (3)損害賠償額算定規定の拡充 ※審議会における検討

- 第5条第1項は、営業秘密のうち「技術上の秘密」が侵害された場合にのみ適用可能であり、さらに侵害者が「物を譲渡」している場合に限定している。また、同項と同趣旨の特許法第102条第1項には、令和元年特許法改正において、権利者の生産・販売能力等を超える部分の損害の認定規定が創設された。
- 特許法には、同項と同趣旨の規定（特許法第102条第3項）があるが、令和元年特許法等改正において、第102条第4項として、ライセンス料相当額による損害賠償額の算定にあたり、特許権侵害があったことを前提として交渉した場合に決まるであろう額を考慮できる旨の規定が創設された。

①「技術上の秘密」要件及び「物を譲渡」要件の拡充（第5条第1項）

- 第5条第1項は、営業秘密のうち「技術上の秘密」が侵害された場合にのみ適用可能であり、さらに侵害者が「物を譲渡」している場合に限定している。
- データが企業の競争力の源泉としての価値を増している中、現行規定では、営業上の秘密に関するデータセットを販売している場合には適用できない。
- ビジネスモデルが多様化する中、現行の不競法第5条第1項の規定では、役務提供をしている場合には適用できない。

第5条第1項を改正し、技術上の秘密に限定されている対象情報を営業秘密全般に拡充し、さらに「物を譲渡」した場合のみを想定している要件をデータや役務を提供している場合にも拡充（ただし、商取引単位が観念できるもののみ適用可能）することが適切である。

②令和元年特許法改正と同内容の改正（第5条第1項）

- 特許法第102条第1項には、令和元年改正において、侵害者が得た利益のうち、権利者の生産・販売能力等を超えるとして賠償が否定されていた部分について、侵害者にライセンスしたとみなして、損害賠償を請求できることとした。

第5条第1項を改正し、被侵害者の生産、販売及び役務提供能力を超える部分等の損害の認定規定を追加することが適切である。

③令和元年特許法改正と同内容の改正（第5条第3項）

- 特許法には、不正競争防止法第5条第3項と同趣旨の規定（特許法第102条第3項）があるが、令和元年特許法等改正において、第102条第4項として、ライセンス料相当額による損害賠償額の算定にあたり、特許権侵害があったことを前提として交渉した場合に決まるであろう額を考慮できる旨の規定が創設された。
- 不正競争防止法においても、侵害者は被侵害者の許諾無く営業秘密等を使用等しており、被侵害者にとっては許諾するかどうかの判断機会が失われていることや、通常ライセンス契約を締結するにあたっては、ライセンス料の支払条件等、ライセンシーは様々な制約を受けるが、侵害者は何ら制約なく侵害行為を行っていること等から、これらの事情が使用許諾料相当額の増額要因として考慮されるべき。

第5条を改正し、不正競争があったことを前提として交渉した場合に決まるであろう額を考慮できる旨の規定を追加することが適切。

④「使用」以外の行為が含まれる点の明確化（第5条第3項）

- 第5条第3項は「使用」と規定されている一方、対象類型である第2条第1項各号の不正競争の類型の中には「使用」の語が用いられていない類型もあり、被侵害者が侵害者に対し使用許諾料相当額を請求しようとした際に同項が適用されるかが不明確。

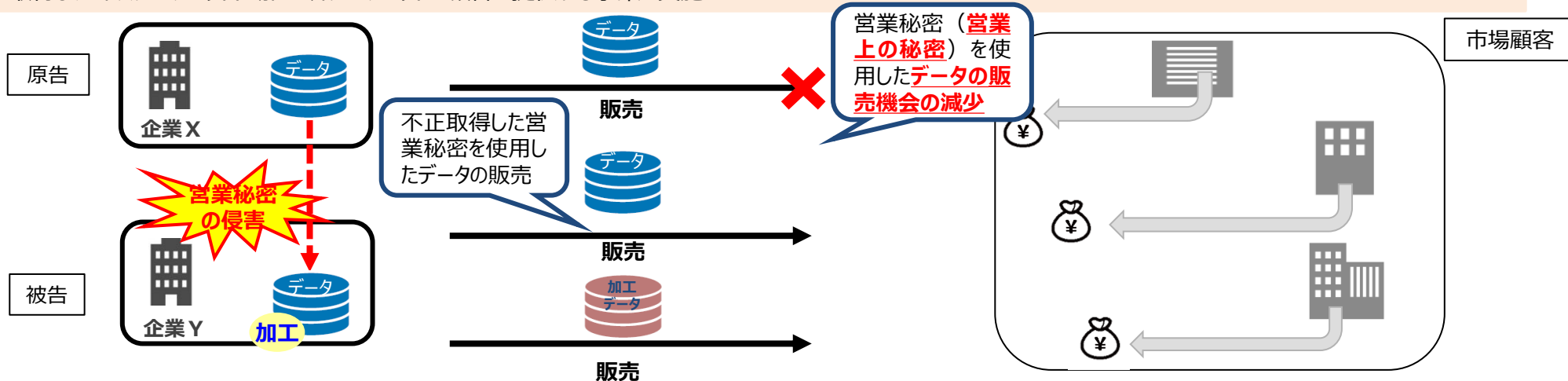
第5条第3項を改正し、第2条第1項各号の不正競争行為を全てカバーできるように規定することが適切である。

➢ その後の法制化の検討過程において、現行規定のもとでの裁判例（「使用」以外の事案への適用を肯定）があることも踏まえ、「使用」を改正しなくても適切な適用可能と考えられることから、改正を見送り。

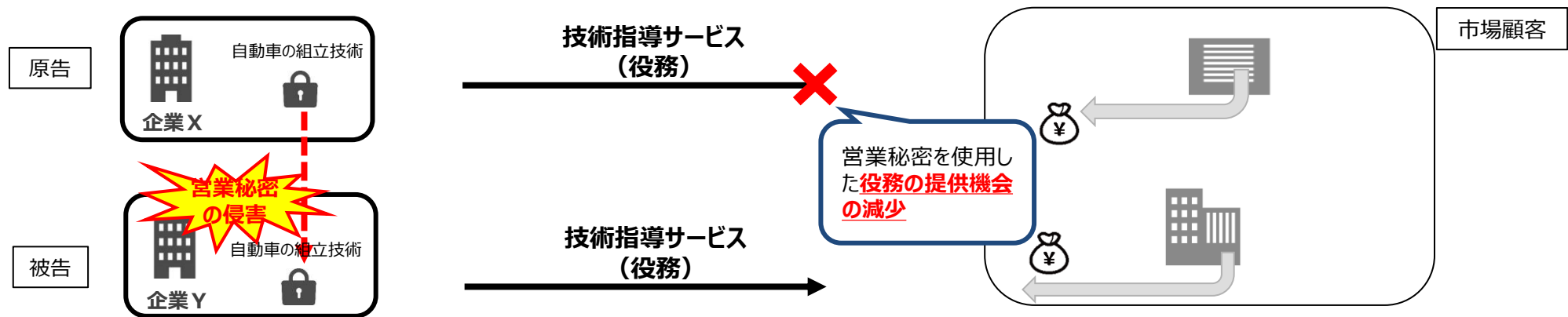
2. (3)損害賠償額算定規定の拡充①【第5条第1項】

- 「技術上の秘密」に限定されていた対象情報を**営業秘密全般に拡充**するとともに、「物を譲渡」と規定されていた侵害行為の対象を、「**データや役務を提供**」する場合にも**拡充**。

【事例1】企業Xがその保有する**消費動向データ（営業上の秘密）に関するデータセット**を顧客に提供する事業を行っていたところ、企業Yが当該データセットを不正取得し、当該データセット／加工済データセットを顧客に提供する事業を実施。

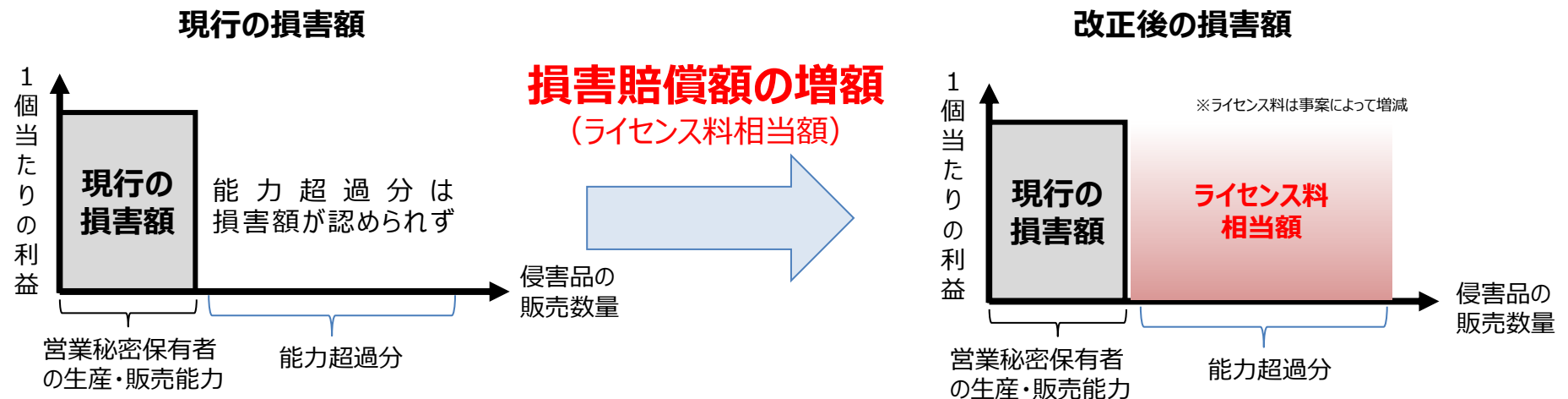


【事例2】企業Xは、**営業秘密である自動車の組立技術を使用した技術指導サービス**を行っていたところ、企業Yが当該組立技術を不正取得し、当該不正取得した組立技術を使用して技術指導サービスを実施。



2. (3)損害賠償額算定規定の拡充②【第5条第1項】

- 営業秘密等の損害額（逸失利益）は、侵害行為と損害との因果関係が明らかでない場合が多く、立証が困難。そのため、現行法では、損害額を原則「侵害品の販売数量×被侵害者（営業秘密保有者）の1個当たりの利益」と推定して算定することで立証負担を軽減。
- しかしながら、現行法では被侵害者の生産・販売能力超過分等の損害額は否定されてきた。
- 侵害のし得を許さず、適切な損害回復を図るため、超過分は侵害者に使用許諾（ライセンス）したとみなし、使用許諾料相当額として損害賠償額を増額できる規定を令和元年特許法等改正にならい追加。
(これにより、生産能力等が限られる中小企業も、能力超過分等はライセンス料相当額として増額可能に)



2. (3)損害賠償額算定規定の拡充③【第5条第4項】

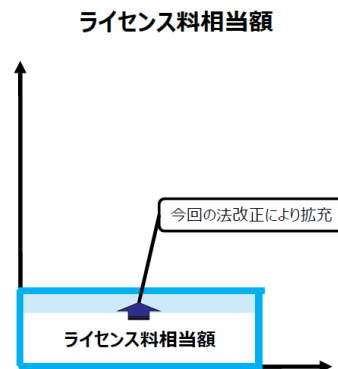
- 現行法では第5条第3項により、不正競争によって営業上の利益を侵害された者が、侵害者に、その「使用」に対して使用許諾料相当額を損害額として請求することが可能。
- しかしながら、侵害者は被侵害者の許諾無く営業秘密等を使用等しており、被侵害者にとっては許諾するかどうかの判断機会が失われていることや、通常ライセンス契約を締結するにあたっては、ライセンス料の支払条件等、ライセンシーは様々な制約を受けるが、侵害者は何ら制約なく侵害行為を行っていること等から、これらの事情が使用許諾料相当額の増額要因として考慮されるべき。
- 裁判所が、使用許諾料相当額の認定するに当たり、不正競争があったことを前提として交渉した場合に決まるであろう額を考慮できる旨の規定を令和元年特許法等改正にならい追加。

▶特許法

(損害の額の推定等)

第百二条 (略)

- 3 特許権者又は専用実施権者は、故意又は過失により自己の特許権又は専用実施権を侵害した者に対し、その特許発明の実施に対し受けるべき金銭の額に相当する額の金銭を、自己が受けた損害の額としてその賠償を請求することができる。
- 4 裁判所は、第一項第二号及び前項に規定する特許発明の実施に対し受けるべき金銭の額に相当する額を認定するに当たっては、特許権者又は専用実施権者が、自己の特許権又は専用実施権に係る特許発明の実施の対価について、**当該特許権又は専用実施権の侵害があつたことを前提として当該特許権又は専用実施権を侵害した者との間で合意をすとしたならば、当該特許権者又は専用実施権者が得ることとなるその対価を考慮することができる。**



増額の考慮要素について (特許法第102条第4項)

当該規定により、具体的には、ライセンス料相当額の算定において、

- ①特許権侵害の事実
- ②特許権者の許諾機会の喪失
- ③侵害者が契約上の制約なく特許権を実施したことといった訴訟当事者間の具体的事情を考慮することができることを規定している。

2. (4)使用等の推定規定の拡充【第5条の2】 ※現行の規定

○営業秘密の不正な使用等の推定 (第5条の2、不競法施行令第1条、第2条)

原告が、①生産方法等の営業秘密を、被告によって不正に取得されたこと、②被告がその生産方法を使って生産することができる製品を生産していること等を立証した場合には、不正使用をしたものと推定。

➤ 侵入などの不正な手段での取得（第2条第1項第4号）、不正取得・開示が介在した 営業秘密であることを知ったうえでの取得（同項第5号、第8号）に限定

＜生産方法の不正使用の裁判における立証構造の例＞

通常

原告の立証

被告の立証

生産方法が不正に取得されたこと

被告がその生産方法を使用していること

原告の立証が困難...

推定規定

原告の立証

被告の立証

(1) 生産方法が不正に取得されたこと

(2) その生産方法を使用して生産できる製品を、被告が生産していること

-----➔
2点の立証により転換
(原告は、被告が使用していることの立証が不要となる)

被告はその生産方法を使用していないこと

＜対象となる営業秘密及び技術上の秘密を使用したことが明らかな行為＞

	①対象となる営業秘密 (技術上の秘密)	②技術上の秘密を使用したことが明らかな行為
不競法 第5条の2	生産方法 ＜例＞自動車組立技術、 化学物質の生成技術	当該技術上の秘密を使用する行為により生ずる物の生産 ＜例＞当該組立技術を用いて生産できる自動車の生産、 当該原材料を用いて生産できる化学品の生産
不競法施行令 第1条、第2条	情報の評価又は分析の方法 ＜例＞血液を化学的に分析し、特定 疾患の罹患リスクを評価する方法	技術上の秘密を使用して評価し、又は分析する役務の提供 ＜例＞当該分析・評価方法を用いてできる、血液分析による特定疾患リスク の評価結果を提供するサービスの提供

2. (4)使用等の推定規定の拡充【第5条の2】 ※審議会における検討

- 原告（被害者）の立証負担を軽減するため、平成27年改正で導入。ただし、対象情報は、技術上の秘密のうち、「生産方法」と「情報の評価又は分析の方法」に限定、また、不正取得類型（第2条第1項第4号）及び取得時悪意重過失の転得類型（同項第5号及び第8号）に適用を限定するという制約が存在。
- 営業秘密侵害事案で多く見られる「取引相手方の不正流用事案」や「競合相手方への転職事案」等には、適用が制限される可能性があることから、営業秘密侵害訴訟における被侵害者の立証の困難性を解消するための措置について検討。

①信義則違反類型への対象類型の拡充

- オープンイノベーションが進む中で取引相手方に営業秘密を開示する事例も増加しており（信義則違反類型）、対象類型を拡充する必要性を検討。
- 信義則違反類型（第2条第1項第7号）は、営業秘密保有者から営業秘密を示された従業員、ライセンサー、取引先関係者等が図利加害目的を持って当該営業秘密を使用する行為。
- 取得行為自体は正当であるため、信義則違反類型（第2条第1項第7号）への拡充については、懸念も指摘されている。

● 想定事例

企業Xは企業Yに対し、ライセンス契約に基づき営業秘密である自動車の組立技術を開示。

Yは、ライセンス契約終了後に、Xの営業秘密を使用して、Xと競合する製品を製造・販売。

- 信義則違反類型（第2条第1項第7号）への拡充については、刑事規律における「領得」行為（第21条第1項第3号）が介在している場合に限り適用対象とする等、営業秘密保有者から営業秘密を示された者への一定の配慮措置を講じることが適切である。

②取得時善意無重過失転得類型への対象類型の拡充

- 現行規定は、不正取得類型（第2条第1項第4号）及び取得時悪意重過失の転得類型（同項第5号及び第8号）に適用を限定。
- 雇用・人材の流動化が進む中で転職による持出事例も少なくないこと（取得時善意無重過失転得類型）から、対象類型を拡充する必要性を検討。

● 想定事例

企業Xの営業秘密である顧客名簿について、Xの元社員が退職時に自身のPCから削除しないまま、Xの競合企業である企業Yに転職。

Yは、元社員の受け入れに際し、前職の営業秘密を持ち込んでいない旨の誓約書にサインをさせていた。

元社員は、同社に転職後、自身のPCに保存されていたXの顧客名簿をYの共有サーバーへ保存した。

一方、Yは、独自ルートによってXの顧客名簿と同じ内容を含む顧客名簿を取得し、当該顧客名簿を使用し、営業活動を行っていた。その後、Xから警告書が届き、不正開示行為があったことを知った。

- 取得時善意無重過失転得類型（第2条第1項第6号及び第9号）への拡充については、不正開示行為等の介在について悪意重過失に転じている場合に限り適用対象とすることを前提とし、その上で、営業秘密が記録された記録媒体等を消去・廃棄せずに保持している場合に限定する等、一定の配慮措置を講じることが適切である。
- なお、被告が保持することとなる対象は、①「営業秘密記録媒体等」・「営業秘密が化体された物件」（第21条第1項第3号イ参照）及び、②営業秘密がアップロードされているサーバー等のURLとすることが適切である。

2. (4)使用等の推定規定の拡充【第5条の2】

- 原告（営業秘密保有者）から不正取得した「営業秘密（生産方法等）」を被告（侵害者）が実際に使用しているかを原告が立証することは困難。そこで、現行法では被告が「営業秘密」を不正取得し、かつ、「その営業秘密」を使用すれば生産できる製品を生産している場合には、被告が「その営業秘密」を使用したと推定する規定が設けられている。
- しかしながら、現行法では推定規定の適用対象となる被告は、産業スパイ等の悪質性の高い者に限定。
- オープンイノベーション・雇用の流動化を踏まえ、推定規定の適用対象を、元々アクセス権限のある者（元従業員）や、不正な経緯を知らずに転得したがその経緯を事後的に知った者にも、同様に悪質性が高いと認められる場合（※）に限り拡充。

使用等の推定

（現行法で規定）

立証

原告の立証

ア. 被告が営業秘密（生産方法等）を不正取得

イ. 被告がその営業秘密を使用すれば生産できる製品を生産

上記ア. 及びイ.
を立証できれば推定

推定

被告がその営業秘密を使用

→ 被告に反対証明の責任（独自の生産方法で生産等）

推定規定の適用対象

現行の対象（悪質性の高い者に限定）

(1) 営業秘密へのアクセス権限がない者（産業スパイ等）

(2) 不正に取得等した者から、その不正な経緯を知った上で転得した者

対象の拡充

(3) 元々営業秘密にアクセス権限のある者（元従業員、業務委託先等）

(※) その営業秘密が記録された媒体等を許可なく複製等（領得）した場合

∵ 元々営業秘密へのアクセス権限があったとしても、許可なく複製する等悪質性が高いため

(4) 不正な経緯を知らずに転得したがその経緯を事後的に知った者

(※) 警告書等が届く等により、不正な経緯を事後的に知ったにもかかわらず、記録媒体等を削除等しなかった場合

∵ 不正な経緯を知った後もその営業秘密の記録媒体等を保有し続けることは悪質性が高いため

2. (4)「使用等の推定規定」の改正後のイメージ

:改正によって追加された部分

1. 被告の違法な取得行為等

- A 不正取得類型（第5条の2第1項）**
- 不正取得行為（第2条第1項第4号）
- B-1 取得時悪意重過失転得類型（第5条の2第1項）**
- 不正取得行為が介在したことにつき悪意・重過失によって取得（第2条第1項第5号）
- B-2 取得時悪意重過失転得類型（第5条の2第1項）**
- 不正開示行為又は不正開示行為が介在したことにつき悪意・重過失によって取得（第2条第1項第8号）
- C 信義則違反類型（第5条の2第3項）**
- 技術上の秘密をその保有者から示された後に、図利加害目的で、その営業秘密の管理に係る任務に背き「領得」
- D 取得時善意無重過失転得類型（第5条の2第2項・第4項）**
- 技術上の秘密を取得
 - 当該取得後に、不正取得行為が介在したこと又は不正開示行為若しくは不正開示行為が介在したことにつき悪意・重過失となったこと
 - 悪意重過失転換後も技術秘密記録媒体等を保有

2. 被告による行為

<不正取得等された営業秘密>

物の生産方法

- （例1）塗料の微量成分添加による劣化防止機能向上技術
- （例2）普通自動車の燃料電池の耐久機能強化技術

政令で定める技術上の秘密

- （例1）血液を科学的に分析して当該分析結果より特定疾患のリスクを評価する方法
- （例2）機器の稼働情報を分析し、分析結果より将来の機器の稼働状況を評価する方法

【射程外の営業秘密】

- ×特定の製品と関連性のない技術（全製品の製造工場の室温測定方法）
- ×営業上の情報（顧客名簿、接客・販売マニュアル）

<被告の行為>

生産行為

当該技術が機能、コスト等で差別化要因に影響する製品の生産

- （例1）被告が劣化防止機能の高い塗料を生産
- （例2）被告が耐久機能の高いトラクター用の燃料電池を生産

当該技術を使用したことが明らかな行為（政令指定）

- （例1）左記の方法を用いてできる、血液分析による特定疾患リスクの評価結果を提供するサービスの提供
- （例2）左記の方法を用いてできる、機器診断サービスの提供

【射程外の行為】

- ×不正取得された営業秘密を通常使用しない製品（電磁鋼板の磁性に関する技術を窃取された場合の薬品製造）
- ×不正取得された営業秘密を通常使用しない事業（血液分析技術が窃取された場合の水質検査サービスの展開）

立証責任転換

原告が立証

被告が立証

当該技術とは違う自社開発技術を使用しても同等の効果を達成できること

（例）製品におけるレアメタル使用量を半減可能な添加剤に関する原告営業秘密を窃取した場合

→原告とは異なる添加剤によってレアメタル使用が半減可能であり、当該添加剤を被告独自で利用していることを立証

※取得時善意無重過失転得類型の場合、被告が、技術秘密記録媒体等を保有していないこと（廃棄・消去等）を反証すれば、「保有」要件を満たさなくなるため、使用等の推定が働かない。

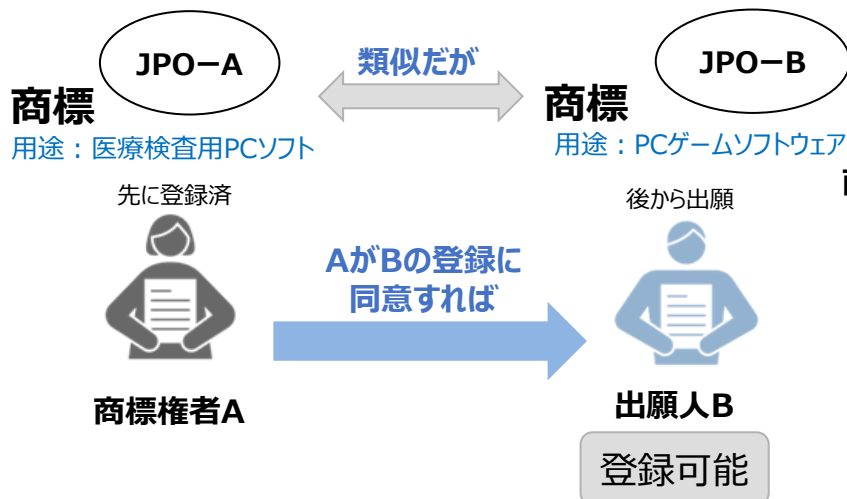
2. (5) コンセント制度導入に伴う、不正競争防止法の適用除外規定の新設

【第19条第1項第3号】

- コンセント制度（商標法）により類似商標が併存して登録され、いずれかの商標が周知又は著名となった後、登録時に同意したにもかかわらず、相手側の商標の使用行為を、自社の商品等表示と混同させる行為又は著名表示を無断使用する行為（現行法の不正競争行為）であるとして不正競争防止法に基づく差止・損害賠償を請求することが形式上可能。
- こうした請求は、そもそも同意に反する行為であり信義則違反と考えられるものの、仮に請求が認められると、事業の予見可能性が確保されず、コンセント制度の安定した活用につながらない。
- このため、同意した両者のうち一方が、不正の目的でなく商標を使用している場合には、その者の商標の使用行為を不正競争行為として扱わない（適用除外） こととする。

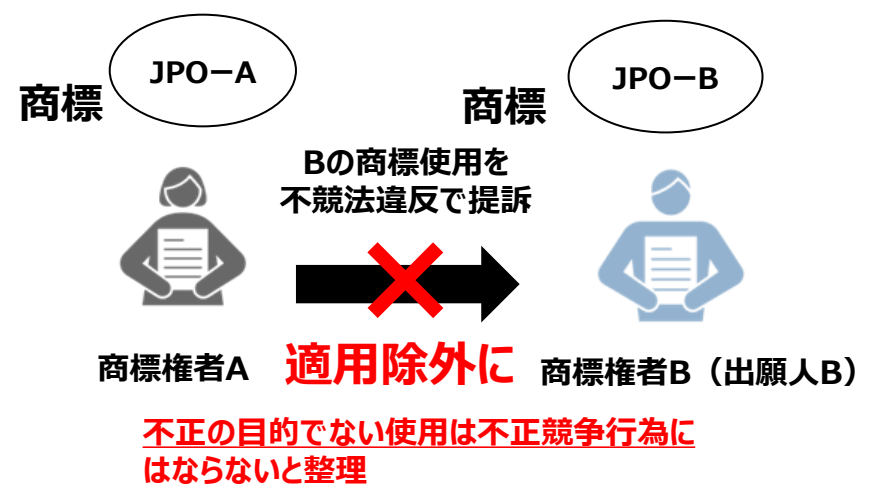
- 周知表示混同意起行為：周知となった他人の商品表示（商標含む）と同一又は類似の表示をして、その他人の商品・営業と混同を生じさせる行為
- 著名表示冒用行為：著名な他人の商品表示（商標含む）と同一又は類似の表示をして、営業活動をする行為

類似商標の登録に同意（コンセント）



商標権者Aの商標が周知又は著名に

同意したにもかかわらず、不競法違反で訴える可能性

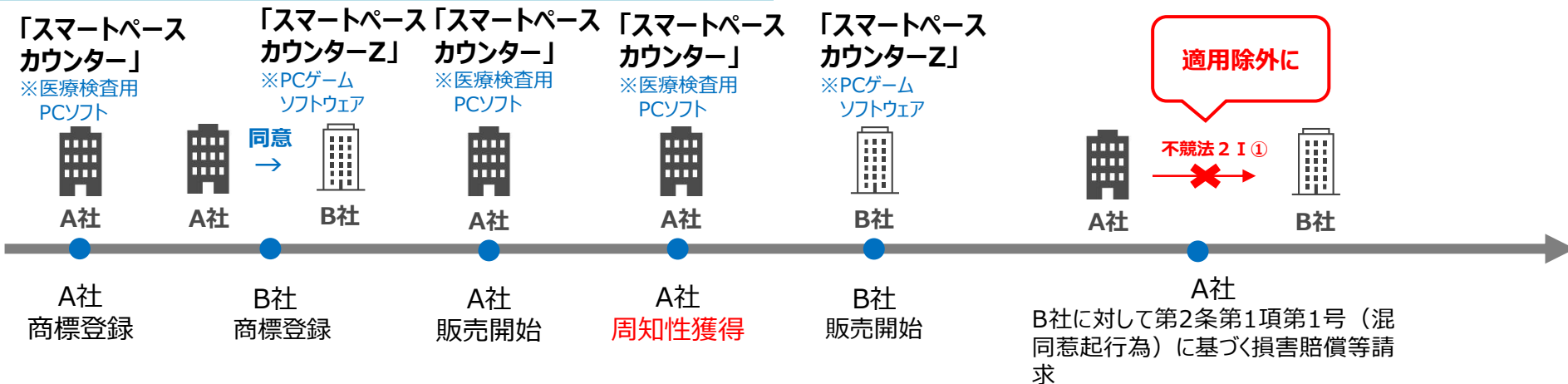


2. (5) コンセント制度導入に伴う、不正競争防止法の適用除外規定の新設 事例検討

【第19条第1項第3号】

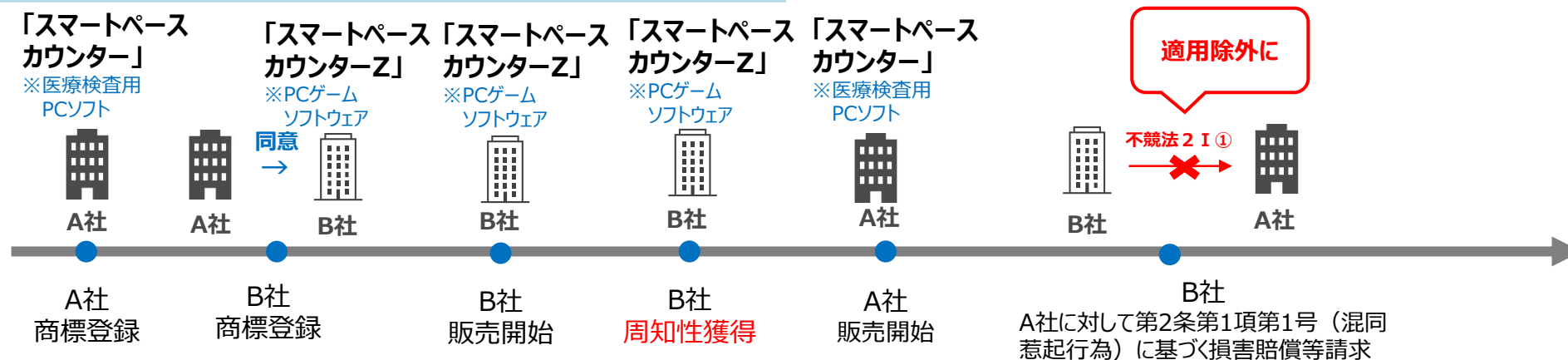
【A社（先行商標権者）が周知性を獲得した場合】

※A社が周知性を獲得する前に、B社が販売を開始した場合には、先使用による適用除外（現行法第19条第1項第3号）となる



【B社（後行商標権者）が周知性を獲得した場合】

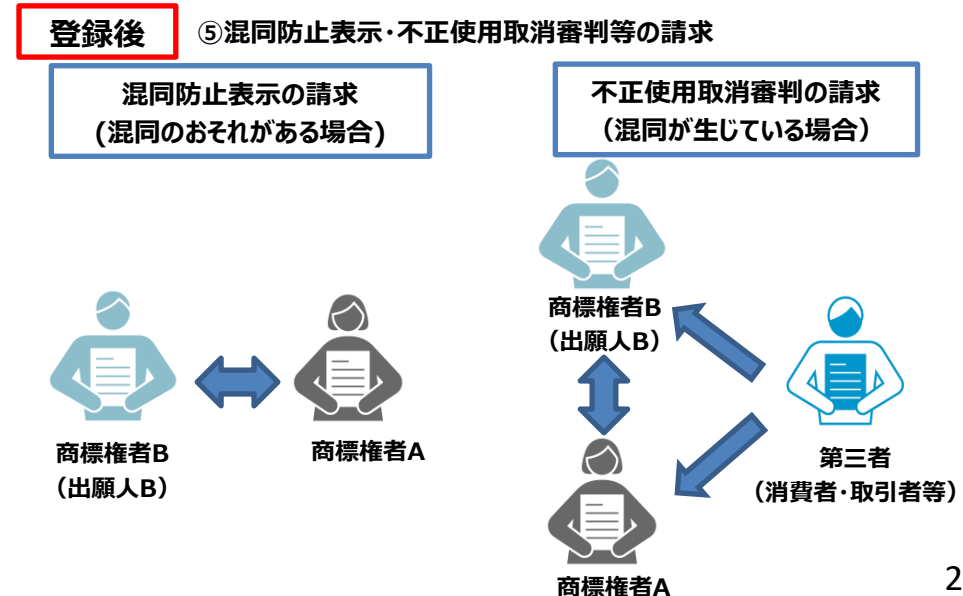
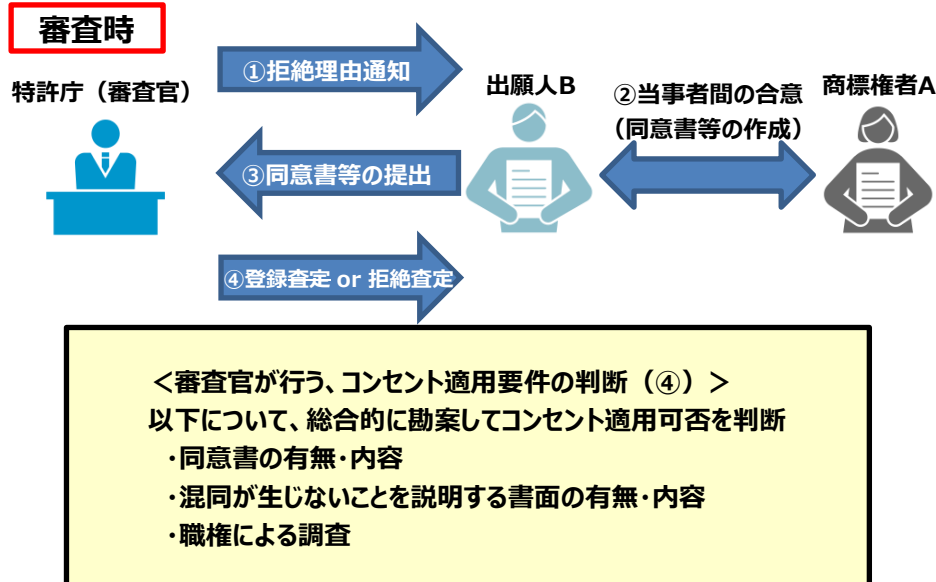
※B社が周知性を獲得する前に、A社が販売を開始した場合には、先使用による適用除外（現行法第19条第1項第3号）となる



【参考】商標におけるコンセント制度の導入【商標法第4条等】

- 商標法上、先行する他人の登録商標と同一又は類似する商標は、当該登録商標に係る又は類似する商品・役務についての登録を受けることができない。
- 諸外国の多くは、先行する登録商標の権利者による同意（コンセント）があれば、類似する商標であっても併存登録を認める「コンセント制度」を導入しており、中小企業を含むユーザーからは、簡便な手続であるコンセント制度の導入の要請がある。
- このため、先行する登録商標の権利者が同意し、かつ、消費者（需要者）に、混同が生じるおそれがない場合には併存登録を認めるとする、コンセント制度を導入する。
- 混同が生じるおそれがないかの判断に当たっては、商品・役務の用途など、実際に商標が使用される場面で棲み分けがなされているか等に着目する。

【法改正のイメージ】



2. (6)外国公務員贈賄に対する罰則の強化・拡充【第21条等】 ※現行の規定

○外国公務員贈賄罪

(外国公務員等に対する不正の利益供与等罪)
(第18条・第21条第2項第7号)

外国公務員等に対し、国際的な商取引に関して、営業上の不正の利益を得るために、贈賄等をするを禁止

※OECD外国公務員贈賄防止条約に対応するため、平成10年改正により導入

<https://www.oecd.org/daf/anti-bribery/oecdantibriberyconvention.htm>

金銭や物品が少額であるからといって、処罰を免れるというわけではありません。



海外事業展開において賄賂提供は必要悪だ、という時代はすでに終わりました！



外国公務員贈賄リスクの管理を、海外子会社、海外支店に丸投げしたままで大丈夫ですか？



断固として贈賄要求は拒絶しましょう！

外国公務員贈賄防止に関するパンフレット

「海外進出する企業必見 外国公務員贈賄罪を知っていますか？」
(https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/zouwai/pdf/damezowaipamph.pdf)

刑事規定 (第18条第1項)

何人も、外国公務員等に対し、国際的な商取引に関して営業上の不正の利益を得るために、その外国公務員等に、その職務に関する行為をさせ若しくはさせないこと、又はその地位を利用して他の外国公務員等にその職務に関する行為をさせ若しくはさせないようにあつせんをさせることを目的として、金銭その他の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をしてはならない。

→罰則 5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金 (又はこれの併科) (第21条第2項第7号)
法人両罰は3億円以下の罰金 (第22条第1項第3号)

「外国公務員等」の定義 (第18条第2項)

- ▶外国の政府又は地方公共団体の公務に従事する者 (第1号)
- ▶外国の政府関係機関の事務に従事する者 (第2号)
- ▶外国の公的な企業の事務に従事する者 (第3号)
- ▶公的国際機関の公務に従事する者 (第4号)
- ▶外国政府等から権限の委任を受けている者 (第5号)

不正競争防止法施行令 第3条 参照。

例えば、一又は二以上の外国の政府又は地方公共団体により、出資の過半数を所有している場合などがあります。



2. (6)外国公務員贈賄に対する罰則の強化・拡充【第21条等】

- OECD 外国公務員贈賄防止条約に基づく外国公務員贈賄罪について、OECDからの勧告も踏まえ、条約をより高い水準で的確に実施するため、
 - (1) 国内のバランスも踏まえつつ他の加盟国と遜色のない水準となるよう、自然人・法人の法定刑（罰金・懲役）を上げ。
 - (2) 現行法では、日本企業従業員の贈賄行為は、日本国内での行為は国籍問わず（属地主義）、海外での行為は日本人のみ処罰対象（属人主義）、外国人従業員による単独行為は対象外。そこで、海外での贈賄行為を従業員の国籍を問わず処罰可能とし、結果として外国人従業員が所属する日本企業も両罰規定により処罰できることを明確化。

自然人の罰金上限額・懲役刑

 500万円以下
 5年以下

引上げ

 **3,000万円**以下
※日本の刑事法制での最高額
 **10年**以下
※日本の経済犯罪の最長期間

※懲役刑が10年以下に延長 → 時効は5年から7年に（刑事訴訟法）

法人の罰金上限額

 3億円以下

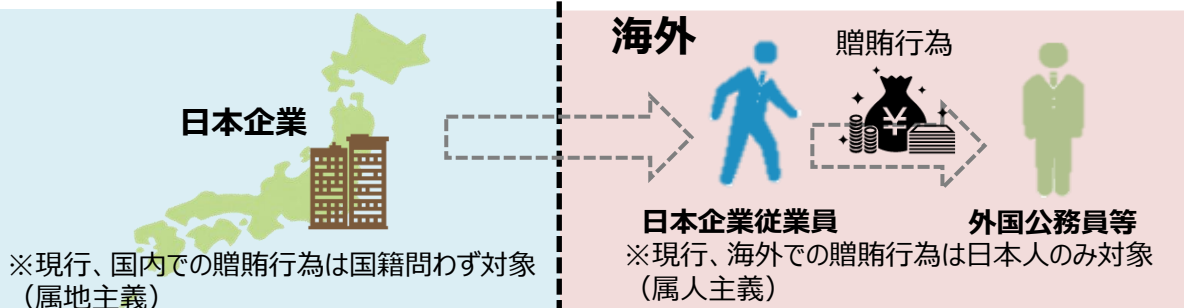
引上げ

 **10億円**以下
※日本の刑事法制での最高額

※不競法の営業秘密の海外重罰の罰金上限額：自然人3,000万円以下・法人10億円以下

海外単独贈賄行為の処罰対象の拡大

日本企業の従業員が海外で単独で贈賄した場合



<他国の罰金上限額・懲役刑：自然人>

		
約3,300万円以下 (又は不正利益2倍以下)	上限なし	約15億円以下
5年以下	10年以下	10年以下

<他国の罰金上限額：法人>

		
約2.7億円以下 (又は不正利益2倍以下)	上限なし	約14億円以下

現行法では海外での単独贈賄行為は
日本人従業員のみ処罰可能

海外での外国人従業員の行為も対象に

従業員国籍問わず処罰可能に
(日本企業に両罰規定が適用できることを明確化)

【参考】罰則規定（刑事罰）の条項の整理 【改正後の第21条第1項～第5項】

- 罰則に関する他法の例にならい、① 法人両罰の有無による規定の整理、② 罰則の構成要件に該当する行為を行った時期を明確化。【第21条等】

※外国公務員贈賄に対する罰則の強化・拡充（前ページ参照）以外の罰則については、構成要件、法定刑ともに現行法が定めている内容・水準と同じ。

○ 営業秘密侵害罪（現行法第21条第1項）関係 ※10年以下の懲役若しくは2000万円以下の罰金（又はこれらの併科）

現行法	第1号	第2号	第3号	第4号	第5号	第6号	第7号	第8号	第9号
改正後	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
第1項	第1号	第2号	↓	↓	↓	↓	第3号	第4号	第5号
第2項			第1号	第2号	第3号	第4号			第5号

○ 営業秘密侵害罪以外の罪（現行法第21条第2項）関係 ※5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金（又はこれらの併科）

現行法	第1号	第2号	第3号	第4号	第5号	第6号	第7号
改正後	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
第3項	第1号	第2号	第3号	第4号	第5号	第6号	第7号
第4項							第4号

・外国国旗等の不正使用罪
・外国公務員贈賄罪

・外国国旗等の不正使用罪

・外国公務員贈賄罪

○ 海外重罰（現行法第21条第3項）関係 ※10年以下の懲役若しくは3000万円以下の罰金（又はこれらの併科）

現行法	第1号	第2号	第3号	
改正後	↓	↓	↓	
第4項	第1号	第2号	第3号	第4号
第5項	第1号	第2号	第3号	

外国公務員贈賄罪は、法定刑の見直しに伴い項を移動

【凡例】

両罰あり

両罰なし

混在

※罰則規定を新設する他法の例にならい、形式的に規定の新設となる改正後の第3項・第5項については、「拘禁刑」と規定している。ただし、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）が施行の日の前日までの間は、「懲役」と読み替える。（改正法附則第2条第5項）

2. (7)国際的な営業秘密侵害事案における手続の明確化【第19条の2・第19条の3】

※審議会における検討

- 国際裁判管轄は民事訴訟法第3条の3第8号、準拠法は法の適用に関する通則法第17条の適用が主に問題となるが、いずれも「結果発生地」の解釈によることとなり、定見はない状況。
- 渉外事案が散見される民事上の営業秘密侵害事案における国際裁判管轄・不正競争防止法の適用範囲について、当事者の予見可能性を確保するための措置を検討。

①競合管轄規定の整備について

- 事案によっては、訴訟戦略の観点から企業が外国の裁判所での訴訟を希望する場合もある。
- 専属管轄として、日本の裁判所に限って国際裁判管轄を認める旨の規定をおいてしまうと、企業の訴訟戦略の足かせとなってしまう可能性があるため、一定の場合に日本の裁判所に管轄を認めるとする専属的でない管轄規定（競合管轄規定）を設けることが考えられる。



国際裁判管轄に関する規定の整備については、渉外的な営業秘密侵害事案に関し、立法措置が可能であれば、日本の裁判所に管轄を認めるとする競合管轄規定を設ける方向で検討を進めることが適切である。

なお、規定を設ける際の立法措置の範囲については、引き続き関係省庁と調整を進め、適切な範囲となるよう検討を行うことが適切である。

②場所的適用範囲の規定の整備について

- 不競法では、既に刑事においては、国外において侵害行為が発生した場合にも罰則を適用する国外犯処罰規定（第21条第6項）が整備されている。
- 民事事案においても、国外において侵害行為が発生した場合にも日本の不正競争防止法を適用可能とできるような場所的適用範囲を規定することが考えられる。
- 当該場所的適用範囲については、競合管轄規定と同様「日本国内において事業を行う営業秘密保有者の営業秘密に関するものであり、かつ当該営業秘密が日本における業務に関するものであるとき」とすることが考えられる。



不競法の適用範囲については、国内における営業秘密侵害事案と同様に政策的保護が必要となる渉外的な営業秘密侵害事案に関し、法の適用に関する通則法による準拠法の選択にかかわらず直接に適用される（法の適用に関する通則法よりも優先する）規定を設けることにつき関係省庁とともに引き続き検討した上で、立法措置が可能であれば、当該立法措置の範囲が国際裁判管轄とあわせて適切となるよう検討を行うことが適切である。

2. (7)国際的な営業秘密侵害事案における手続の明確化【第19条の2・第19条の3】

- 日本国内で事業を行う企業の営業秘密が侵害された場合、**刑事（懲役・罰金）では海外での侵害行為も処罰可能（国外犯処罰）**。一方、**民事（差止・損害賠償）では、日本国内の裁判所で日本の法律（不競法）に基づき裁判を受けられるのか、事案によっては不明確。**

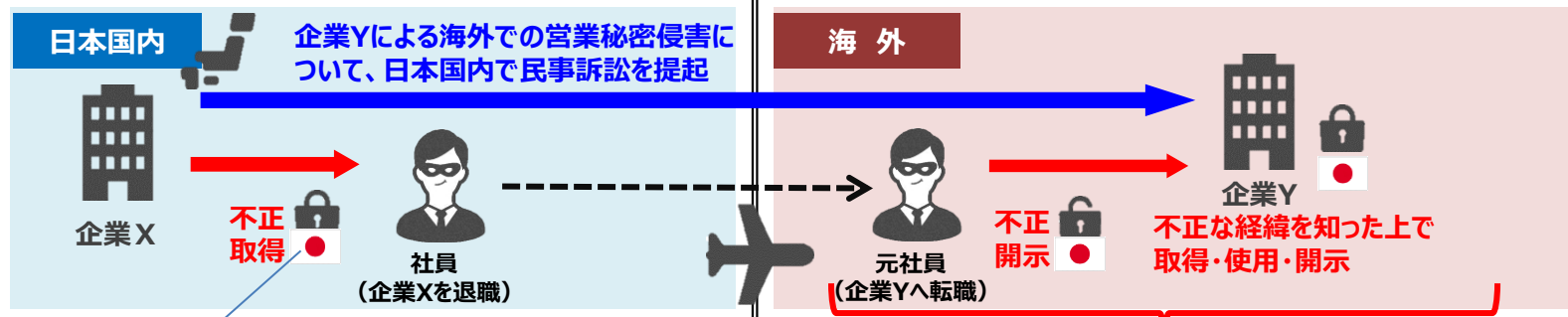
※国際裁判管轄は「民事訴訟法」、準拠法（事案に適用される法律）は「法の適用に関する通則法」に基づき裁判所が判断（「侵害の結果が発生した地」をどのように判断するか次第）。判断によっては、国際裁判管轄・準拠法が日本・日本法ではない可能性。

- このため、**日本国内で事業を行う企業の、日本国内で管理体制を敷いて管理している営業秘密**に関する民事訴訟であれば、海外での侵害行為も**日本の裁判所で日本の不競法に基づき提訴できる旨を明確化**。（中小企業も、日本の裁判所で日本語で海外の企業を提訴可能であることが明確化）

※ただし、「専ら海外事業にのみ用いられる営業秘密」の場合は、従来と同様に、「民事訴訟法」・「法の適用に関する通則法」に基づき裁判所が判断。

想定例

- **日本国内で事業を行う企業Xの、日本国内で管理体制を敷いて管理している営業秘密**を、企業X社員が不正取得。退職後、海外企業Yに転職し、不正に開示。**企業Yは、不正な経緯を知った上で海外で取得・使用・開示。**



日本国内で事業を行う企業の、日本国内で管理体制を敷いて管理している営業秘密であることが前提

海外での営業秘密侵害行為だが、日本の裁判所で日本の不競法に基づき民事訴訟が提起可能であることを明確化

※企業が望めば、海外での訴訟も可能（競合管轄）

※刑事では、現行でも元社員、企業Yを処罰可能（国外犯処罰）

営業秘密の動き 訴訟提起 人の移動



平成以降の主な法律改正

平成 2(1990)年	G A T T・ウルグアイラウンド交渉を先取りし、「営業秘密」に係る不正行為を不正競争行為として追加(1991.6.15施行)
平成 5(1993)年	全面改正（①ひらがな化、②法目的の明記、③不正競争行為の類型拡充（著名表示冒用行為・商品形態模倣行為）、④損害賠償額の推定規定の新設、⑤法人重課規定の創設 等）（1994.5.1施行）
平成10(1998)年	O E C D外国公務員贈賄防止条約の実施のため、外国公務員贈賄罪を規定(1999.2.15施行)
平成11(1999)年	デジタルコンテンツ保護の観点から、「技術的制限手段」に係る不正行為を不正競争行為として追加（1999.10.1施行）
平成13(2001)年	①ドメイン名に係る不正行為を不正競争行為として追加、②外国公務員贈賄罪について規制対象の拡大（2001.12.25施行）
平成15(2003)年	「知的財産戦略大綱」(2002年7月)における指摘事項の実施のため①営業秘密の刑事的保護の導入、②民事的救済措置の強化、③ネットワーク化への対応(2004.1.1施行)
平成16(2004)年	①外国公務員贈賄罪について国外犯も処罰の対象に追加(2005.1.1施行) ②営業秘密の保護の強化及び侵害行為の立証の容易化（秘密保持命令の導入、営業秘密が問題となる訴訟における公開停止の要件・手続の整備等）（裁判所法等の一部を改正する法律）（2005.4.1施行）
平成17(2005)年	営業秘密の保護強化、模倣品・海賊版対策の強化、罰則の強化、条番号の整序(2005.11.1施行) →周知表示の混同惹起行為となる商品等の税関での輸入差止制度の導入（関税込率法の一部改正）
平成18(2006)年	営業秘密、秘密保持命令違反罪に係る刑事罰の強化、商品形態模倣行為の刑事罰の強化（2007.1.1施行） →不正競争防止法違反物品の税関での輸出差止制度の導入（関税法の一部改正）（2007.1.1施行）
平成21(2009)年	営業秘密侵害罪に係る刑事罰の強化（①営業秘密を不当に保有し続ける行為（領得行為）についても処罰対象に追加、②目的要件の拡大（不正の競争の目的→図利・加害の目的に変更）等）（2010.7.1施行）
平成23(2011)年	①営業秘密の内容を保護するための刑事訴訟手続の整備（秘匿決定、呼称等の決定、公判期日外での証人尋問等）、②技術的制限手段に係る規律の強化（規制対象装置の範囲の拡大、刑事罰の導入、税関での輸出入差止制度の対象(関税法の一部改正)）（2011.12.1施行）
平成27(2015)年	①営業秘密侵害行為に対する抑止力の向上（法定刑の引上げ、非親告罪化、不正使用の推定規定、営業秘密侵害品の譲渡行為等の規制）、②営業秘密侵害罪の処罰範囲の整備（未遂処罰、転得者処罰、国外犯処罰の範囲拡大）（2016.1.1施行（除斥期間の延長に関する部分のみ2015.7.10施行））
平成28(2016)年	営業秘密侵害品の税関での輸出入差止制度の導入（関税法の一部改正）（2016.6.1施行）
平成30(2018)年	①「限定提供データ」に係る不正行為を不正競争行為として追加（2019.7.1施行）、 ②技術的制限手段に係る規律強化（2018.11.29施行）、③証拠収集手続の強化（2019.7.1施行）
令和 5(2023)年	①デジタル空間上の形態模倣商品の提供行為を不正競争行為として追加、 ②外国公務員贈賄に対する罰則の強化・拡充、③国際的な営業秘密侵害事案における手続の明確化 等（公布の日から1年以内施行）

令和5年改正について詳しくご覧になりたい方は、下記経済産業省HPをご確認ください。

https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/kaisei_recent.html

不正競争防止法に関するご質問はこちらまで

経済産業省 経済産業政策局 知的財産政策室

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

TEL：03-3501-1511（内線2631）

E-mail：bzl-chitekizaisan@meti.go.jp